

-----  
**競 争 見 積 公 告**  
-----

次のとおり競争見積を行う。

令和 8 年 2 月 5 日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 競争見積を行う事項

- (1) 委託業務名  
運転免許窓口事務
- (2) 委託業務内容  
見積説明書(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
説明書による。
- (5) 見積方法  
説明書による。

2 競争見積参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この競争見積に参加することができる。

- (1) 別に定める「運転免許窓口業務の法人等認定基準」を満たした者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県における「令和 6～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から見積書提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争見積参加資格確認申請期限日から見積書提出の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 説明書に示した業務の要求仕様を確実に履行するために必要な事務従事職員等を擁し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えた者であること。
- (7) 4 の(3)により、この公告に係る競争見積参加資格があることの確認を受ける日から見積書提出の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和 5 年 9 月高知県告示第 638 号。以下「告示」という。)第 1 の 2 の(9)に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第 1 の 2 の

- (9)に該当しないこと。
- (8) 令和8年4月1日に必ずこの公告に示した業務に着手できる者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、説明書に示した要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 郵便番号 780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課 用度係  
電話番号 088-826-0110(内線2252)
- (2) 説明書の交付方法
- 令和8年2月5日(木)から同年2月24日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 見積書提出の日時及び場所
- ア 日時  
令和8年3月4日(水)午後2時30分
- イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室
- 4 その他
- (1) 見積書提出及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
- 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上(1円未満切上げ)の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。
- (3) 競争見積に参加を希望する者に求められる事項
- この競争見積に参加を希望する者は、説明書に示した業務を完全に履行する体制及び能力を備えていることを証明する書類を令和8年2月24日(火)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、見積書提出の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 見積書の無効

この公告に示した競争見積参加資格のない者が提出した見積書、見積書提出者に求められる義務を履行しなかった者が提出した見積書は、無効とする。

(5) 採用者の決定方法

見積金額の全ての単価が規則第 31 条の 3 の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、かつ、各単価に予定件数を乗じて得た額の合計（予定総額）が最低価格である有効な見積書を提出した者を採用者とする。ただし、採用者が、見積書提出の日から契約を締結する日までの間に、告示第 1 の 2 の（9）に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第 1 の 2 の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3 の（1）に同じ。

(9) 詳細は、説明書による。